

平成27年6月吉日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会長 近藤 龍夫

平成27年度 北海道観光誘致推進事業（国内）：観光映像発信強化事業  
に係るプロポーザル説明会の開催について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当機構の事業推進に格別なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当機構では、平成27年度において国内の一般ユーザーに対して北海道観光の魅力  
を発信する映像製作を行う予定です。

つきましては、標記事業を業務委託にて実施することとし、企画提案にかかるプロポー  
ザル説明会を下記日程にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、出欠については、会場準備の関係上、6月9日までにファックスにてご連絡下さい  
ますようお願いいたします。

1. 委託事業名  
北海道観光誘致推進事業（国内）：観光映像発信強化事業
2. 説明会日時・会場  
平成27年6月10日（水）15：00～15：30  
北海道観光振興機構 会議室  
会場住所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

\*会場の都合上ご出席者は1社2名迄でお願いいたします。

担当：広報G 橋屋、渡邊、石橋、林  
TEL:011-231-0941 FAX:011-232-5064

~~~~~返信用~~~~~

会社名

---

お名前①

---

②

---

# 北海道観光誘致推進事業（国内）：観光映像発信強化事業

## 企画提案応募要領及び企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

### 1. 目的

北海道に優位性のある自然・景観・食などといった観光素材の魅力を効果的につたえる映像を制作し、広報・プロモーション活動への有効活用を図る。

### 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

### 3. 企画提案応募条件等

(1) 道内に本・支店等を有する次の者であること。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成28年3月31日

業務スケジュール：

6月5日：公示・観光機構HPに掲載

6月10日：事業説明会

6月11日～6月16日：企画提案参加表明

～6月23日：企画提案の受付・受領

6月25日：企画提案の審査（1次審査・書面及びサンプル画像審査）

6月30日：企画提案の審査（2次審査・プレゼンテーション審査会）

委託事業者決定、契約

契約締結：事業実施・納品完了

～終了迄

\*企画提案の会社が少数の場合は1次審査会を割愛することがあります。

### 6. 観光映像発信強化事業企画提案事項

(1) 北海道観光プロモーション映像製作基本方針

- ①北海道観光において、他府県に勝る観光コンテンツを念頭に映像製作する。
- ②H27年度に改定する機構ホームページを有効に活用する。
- ③ユーチューブやフェイスブック等のインターネットでの情報拡散を図る。

(2) 想定する映像内容

- ①北海道の四季折々の「自然」

- ②北海道の「食」
- ③北海道の「体験」
- ④北海道の「歴史」
- ⑤北海道の「雪」
- ⑥北海道の「文化」
- ⑦世界自然遺産「知床」の生態系
- ⑧北海道の「スポーツ」
- ⑨北海道の「暮らし」
- ⑩北海道の「食べ歩き」
- ⑪北海道の「ショッピング」

(3) 北海道観光誘致推進事業（国内）：観光映像発信強化事業についての企画提案の留意点

- ①企画内容は基本方針に沿った内容での企画提案とする。
- ②想定する映像内容は事務局案であり、効果的と思われる内容での企画提案は可とする。
- ③映像の本数及び映像時間については、各社の企画提案によるものとする。

(4) 映像製作・映像放送等について支援の実施

- ①製作した映像を発信できるタイアップ先を確保すること。
- ②映像製作に関するタイアップ先を確保すること。

\*上記の内容のタイアップは①②のどちらかでも可

(5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・取り組み内容に応じた成果を把握すること。

(6) 上記以外でさらなる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

## 7. 委託契約に関する基礎的事項

(1) 受託社と結び契約については、次の事項を基本とする。

- ①提案内容の修正
  - ・採択された提案内容は、当機構と協議の上修正する場合がある。
- ②成果品及び構成素材に係る知的財産等
  - ・成果品及び構成素材に係る著作権及びその他の権利は、原則として当機構に帰属するものとする。

## 8. 委託金額

- ・上限 10,753 千円（税込）
- （完成に至るまでの変更に伴う一切の費用を含む）

## 9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：平成27年6月16日（火曜日） 午後5時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
 公益社団法人北海道観光振興機構 広報グループ（橋屋・渡邊）  
 FAX 011-232-5064  
 Email:t.watanabe@visithkd.jp
- (3) 表明方法：文書でFAXまたはメールにて行うこと（様式は任意、メール本文でも可）。

## 10. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書及びサンプル画像（絵コンテでも可）を提出すること。  
 企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書

に記載すること。

(1) 企画提案書及びサンプル画像

(2) これまでの事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について、過去3年分を記載すること。

なお、観光機構事業の実績については、記載しないでください。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(委託業務開始は6月下旬を予定。)

(5) 見積書

1 1. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例) A案・B案と複数企画内容を記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とします。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(4) 提出された企画提案書は返却しません。

1 2. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 各10部の書類及びサンプル画像2セット(サンプル画像はDVDでの提出)

(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの9部)

(サンプル画像には会社名を伏せて編集すること)

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 広報G(担当:橋屋・渡邊)

電話 011-231-0941

(3) 提出期限 平成27年6月23日(火曜日) 午後3時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。

ファクシミリ、メールでの提出は不可。

1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

基本方針に則り効果的な企画提案がされているか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

北海道の魅力を映像化し情報発信を行うノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。

#### 14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 作成した映像に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

#### 15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。